

佐川ふれあいセンター 遊学館

利用の手引き



住民の教養の向上、健康の増進、生活文化の振興、社会福祉の増進のための施設です。

◆会議室として文化サークル練習室としてなど

お気軽にご利用ください。

【お問い合わせ・申し込み先】

佐川ふれあいセンター 遊学館

〒789-1231 高知県高岡郡佐川町永野1704

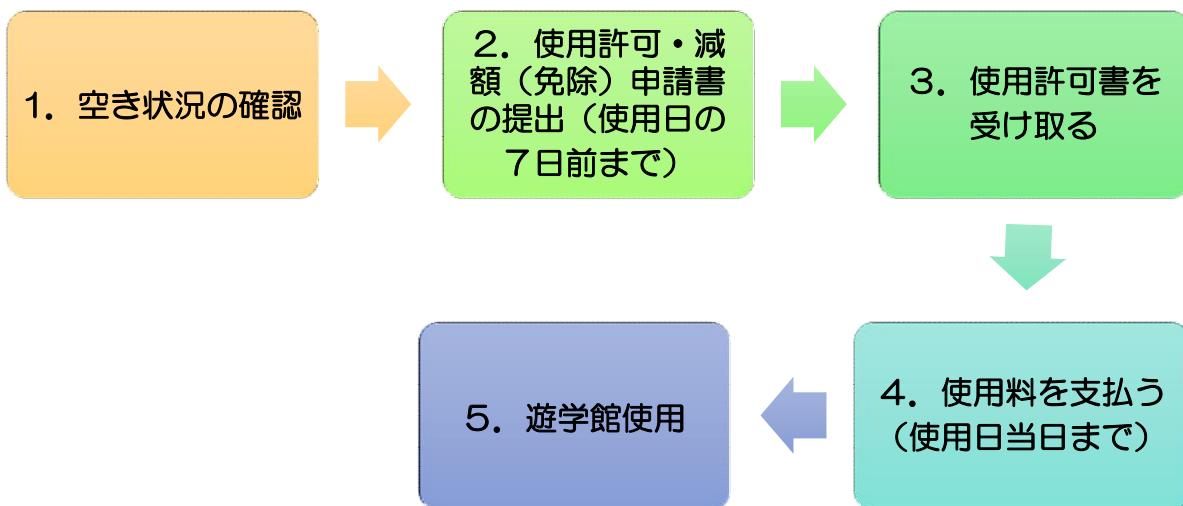
☎ 0889-22-1209

FAX 0889-22-1258

1. 施設の利用

■使用までの流れ

利用を希望する場合は、下記の流れで申請手続きを行ってください。



1. 空き状況の確認

各部屋の最新の空き状況は、遊学館へ電話にてご確認ください。また、佐川町 HP 教育→遊学館利用案内でも確認可能です。

2. 使用許可・減額(免除)申請書の提出

使用申請は、使用日（同一月内で複数日のご使用の場合はその初日）の7日前までに1ヶ月毎にお願いします。

申請は、メールでもFAXでも受付可能です。

申請書は、連続した3ヶ月分までまとめて提出できます。

予約も3ヶ月を限度として電話等で受付できます。予約の優先順位は申し込み順となりますが、佐川町及び佐川町教育委員会の計画的行事又は活動に使用する場合は、町行事等が優先となります。✉ sk10015@town.sakawa.lg.jp

3. 使用許可書

使用許可証（减免承認通知書）も、1ヶ月分毎にお渡しいたします。

4. 使用料を支払う

使用料は、使用日（同一月内に複数日のご使用の場合はその初日）当日までに1ヶ月毎に納付してください。

納付先は、遊学館または納付書にて佐川町役場会計課及び指定の金融機関でも支払いが可能です。

◆通年使用的団体様につきましては、年間利用予定表の提出で、同一年度内（最大12ヶ月分）に限り受け付けさせていただきます。

■佐川ふれあいセンター遊学館使用許可・使用料減額（免除）申請書

申請書の用紙は、遊学館で受け取るか、佐川町ホームページからダウンロードすることができます。

佐川ふれあいセンター遊学館使用許可・使用料減額（免除）申請書

例：サークル活動練習等



赤枠内にご記入ください。

申請者
住所
氏名
TEL

佐川町
○○ ○○
22-××××

1. 使用許可申請

佐川ふれあいセンター遊学館の使用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

使用責任者	団体名		
	住 所		
	氏 名 TEL		
使用日時	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで	
使用目的 (行事名)	例：サークル活動練習等	使用予定人数 20 人	
使用備品	例：机・いす		
使用室名	一階和室大	<input checked="" type="radio"/>	二階ホール
	一階和室小		二階和室
	一階ホール		
	生活改善室		

2. 使用料減額（免除）申請

下記の理由により、使用料の減額（免除）を受けることで申請します。

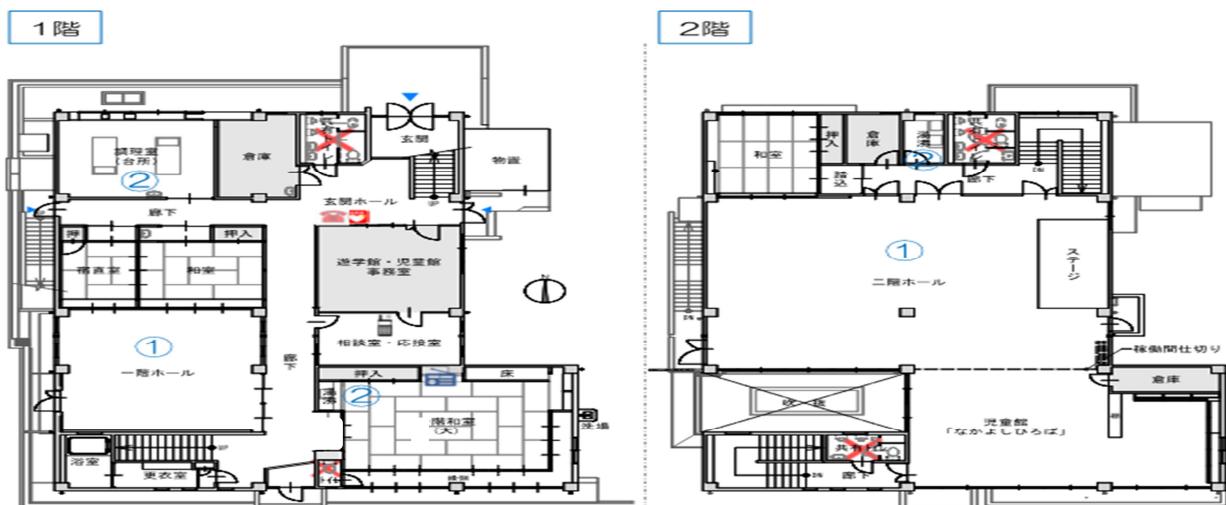
減免理由	例：佐川町文化推進協議会加入団体 ※5ページを参照願います。		
------	--------------------------------	--	--

決定内容	減額・免除（ ）、（根拠：条例第10条及び規則第8条）				
決 裁	教育長	次 長	補 佐	館 長	係

使 用 料	登 録	基 本 料	割 増 料	減 免 料	差 納 付 額
	非登録	円	円	円	円

■貸室使用料 ※空気清浄機を置いています。

区分	面積等	備品 設備等	用途例	1時間当たり		備考
				単価(円) 町内者	町外者	
2階 ホール	約 14.2m×10.5m	ステージ台・演台	講演会、各種イベントなど	300	600	① 使用時間は1時間単位とし、1時間未満の端数は1時間に切り上げて計算する。
2階 和室	畳(12畳)		自習室・習い事	60	120	
※ 1階 和室大	畳(24畳)	TV・DVD・鏡・机・椅子	お茶会、会議、サークル練習など	100	200	
※ 1階 ホール	約 7.1m×7.6m	机・椅子・机・椅子・床コセット(4)	会議、講座・楽器練習など	150	300	② 町内者が町外者と一緒に使用する場合は、使用料は町外者使用の額とする。
1階 和室小	畳(10畳)	座卓	自習室など	60	120	
1階 生活改善室 (調理室)	約 5.6m×5.2m	調理台・ガスコンロ・オーブンレンジ・炊飯器・冷蔵庫・調理器具・食器ホワイドボード	料理教室、調理実習など	200	400	



※ ×は、トイレの場所を示しています。車いす用トイレは1階にあります。

※ 備品は、貸室内に限らず、他の部屋でも使用可能ですが。ご相談ください。

使用料の免除及び減額

下記の場合は、使用料の免除あるいは減額ができますので、申請時にお申し出ください。

- ①佐川町、佐川町立小中学校、佐川町内保育所が主催するもの。（全額免除）
- ②鉢ヶ森、鉢ヶ森西、梅ノ木、山崎の各自治会が公民館として使用する場合。（全額免除）
- ③佐川町文化推進協議会に加盟する団体が社会教育活動として使用する場合。（半額免除）
- ④佐川町共催事業に使用する場合。 （半額免除）
- ⑤その他、公益上必要と認められた場合。（相当と認める割合）

※上記 4 自治会及び佐川町文化推進協議会を構成する会員の方が、**個人の活動として使用する場合は、免除及び減額の対象外**となります。

使用料の還付

以下の条件をみたす場合には、使用料の還付ができます。

- ①佐川町の都合により許可を取り消された場合。
- ②天災その他不可抗力によって使用できない場合。
- ③使用の 7 日前までに使用の取りやめを遊学館長に申し出た場合。

2. 利用案内

■利用時間

9 時から 21 時 （申請受付は、平日 午後 5 時まで）

■休館日

土・日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

ただし、臨時に休館する場合があります。

■駐車場 15台枠あり ※その他施設内空きスペース利用可

■駐輪場あり

夜間（午後5時以降）・休館日のご利用について

夜間（午後5時以降）及び休館日の利用につきましては、**職員が不在**となります。
鍵の施解錠を佐川越知日高広域シルバー人材センターさんに委託しておりますが、**一旦、館を離れることがあるため、次の注意事項をご確認のうえ、事前にご相談ください。**

- 当日の急な備品貸与の申し出や消耗品提供には応じられない場合があります。
- 館への電話には応じられない場合があります。
- 使用申請に基づき、開始時刻前に鍵を開け、終了時刻の前に再度来館のうえ利用者の退出を確認してから鍵を閉めるため、シルバー人材センター派遣会員さんが来館されるまで、館でお待ちいただくことになります。
- 申請時の終了時刻より早く全員が退出されたい場合は、派遣会員さんか遊学館長まで連絡をしてください。

||3. 遊学館使用上のお願い

- (1) 使用した備品（机、いすなど）を元の場所に戻してください。
- (2) 各部屋使用後は、清掃を行い、各自ゴミは、お持ち帰りください。
- (3) 退室時は、照明・エアコンの電源をお切りください。
- (4) 遊学館の施設、設備、備品等を損傷し、又は滅失したときは、届出ください。（賠償をお願いすることがあります。）
- (5) 多くの方が利用されますので、個人及び団体の持ち物は置かないでください。盗難・紛失等に関しては、一切責任を負えません。
- (6) 敷地内は、全館禁煙です。施設館外の所定の場所でお願いします。

||4. 禁止事項について

次の事項については許可できませんので、ご確認ください。

- (1) 特定の政治的、宗教的活動を行うこと。
- (2) 許可を受けないで物品の販売その他商行為をすること。
- (3) 所定の場所以外で火気を使用し、又は喫煙すること。
- (4) 許可を受けないで印刷物、ポスター等を掲示し、又は配布すること。
- (5) その他職員の指示に違反し、秩序を乱すこと。